

取次ぎまたは代理による 著作権等管理事業者の義務

——著作権等管理事業法・民法・商法の交錯——

諏訪野 大

1 はじめに

他人の財産を管理する者にはその管理に関する義務や責任を負うのが通常である。

しかし、他人の財産である著作権または著作隣接権（以下、合わせて「著作権等」という。）を管理する著作権等管理事業者（以下、「管理事業者」という。）について、著作権等管理事業法（以下、「管理事業法」という。）が管理委託契約（著作管理2条1項）締結後において委託者に対する義務として明文で定めているのは、管理委託契約約款変更届出時の委託者に対する内容通知義務（著作管理11条2項）のみである⁽¹⁾。

-
- (1) 管理委託契約締結前については、著作権等の管理を委託しようとする者に対する管理委託契約約款の内容説明義務があり（著作管理12条）、また、管理委託契約約款によらなければ、管理委託契約を締結してはならない（同11条3項）。

管理事業者登録実施（同5条1項）後において、管理事業法が管理事業者に対して定める義務としては、まず、文化庁長官に対して、登録事項変更の届出（同7条1項）、承継の届出（同8条2項）、廃業の届出（同9条）、使用料規程変更の届出（同13条1項）が、また、使用料規程の公表（同条3項）、使用料規程に定める額を超える額の請求禁止（同条4項）、使用料規程変更届出を文化庁長官が受理した日30日経過までの当該使用料規程の不実施（同14条1項）、使用料規程の公示（同15条）、利用許諾拒否の制限（同16条）、財務諸表等の備付け

この約款変更時の内容通知義務さえ果たしていれば、管理委託契約（著作管理2条1項）の受託者である管理事業者は他に何の義務や責任も委託者に対して負わないのかといえ、もちろん、そうではない。

管理委託契約には2種類あり、1つは信託契約（著作管理2条1項1号）、もう1つが委任契約（同項2号）である（以下、それぞれ「信託型」、「委任型」というときがある。）。

管理委託契約の規定は、信託契約（信託3条1号）や委任契約（民643条）の特別規定に位置づけられる。すなわち、信託契約や委任契約に関する規定が、信託型や委任型の管理委託契約に対する一般規定となる。

管理委託契約の受託者の義務につき、管理事業法に一般規定と異なるものが定められていなければ、一般法と特別法の関係により、一般規定である信託契約や委任契約に戻り、受託者（信託2条5項）・受任者（民644条）の義務や責任を管理事業者が負うことになる。

しかし、当然のことであるが、信託法や民法は管理財産の典型として著作権等を念頭においておらず、信託契約・委任契約における受託者・受任者の義務や責任に関する規定をそのまま適用できるものでもない。著作権等の性質や管理事業法の規定との関係に応じて、管理事業者の義務や責任を具体的に考えていく必要がある。

本稿では、委任契約に基づく管理事業者の義務について考察を行う⁽²⁾。

↘（同18条1項）があり、さらに、努力義務として、使用料規程に関し利用者等からの意見聴取（同13条2項）、著作物等に関する情報提供（同17条）がある。

(2) 信託型に関しては、諏訪野大「著作権信託における2つの業法」信託研究奨励金論集31号59頁（2010年）、諏訪野大「知的財産と信託—課題と展望」特許研究54巻9号24頁（2012年）、諏訪野大「著作権等管理事業者の分別管理義務」渋谷達紀教授追悼論文集編集委員会編『知的財産法研究の輪 渋谷達紀教授追悼論文集』697頁（発明推進協会・2016年）。

ただし、管理事業法は、委任契約によって管理委託がなされると単純に定めていない。

同法2条1項2号は、「委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約」と定め、取次ぎと代理の2種類を定めている。

この点、管理事業者は、管理委託契約約款を、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならないが、その際、管理委託契約の種別として、その管理委託契約が委任契約であるときは、取次ぎまたは代理の別が届出事項として明文で規定されている（著作権管理11条1項1号）。

委任契約といっても、取次ぎと代理とでは適用される規定が異なり（以下、「取次ぎ型」、「代理型」というときがある。）、それぞれについて考察の必要がある。

本稿では、取次ぎ型と代理型における管理事業者の義務を明らかにする。このことは、著作権等の管理を委託する側からしてもその外延を知ることにより、債務の履行を求める場合に有益なものとなる。

なお、委任契約においては委任者・受任者、代理においては本人・代理人、取次ぎにおいては委託者・問屋と称されるが、管理事業法はそれらを区別なく委託者・受託者としている。以下、委任契約、代理、取次ぎについても委託者・受託者と表記することがある。

2 「代理又ハ媒介」から「取次ぎ又は代理」へ

(1) 仲介業務法における代理と媒介

管理事業法の前身である著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律（昭和14年法律67号。以下、「仲介業務法」という。）は、「著作権ニ関スル仲介業

務ト称スルハ著作物ノ出版、翻訳、興行、放送、映画化、録音其ノ他ノ方法ニ依ル利用ニ関スル契約ニ付著作権者ノ為ニ代理又ハ媒介ヲ業トシテ為スヲ謂フ」と定め（同1条1項）、代理または媒介を仲介業務の形態の筆頭として掲げていた⁽³⁾。代理型を認めているのは現在と同様であるが、管理事業法にはない媒介による仲介業務を認めていた（以下、「媒介型」というときがある。）。

媒介とは、いわゆる周旋のことで、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為である⁽⁴⁾。

仲介業務法の立法担当者は、「著作権仲介業務には、代理、媒介、及び信託の三種類ある訳であるが、それらの行為の内容は民法、商法、信託法などで規定されているものと同じようであるから、こゝでは説明を省略する。」と述べ⁽⁵⁾、詳しい解説は行っていない。

媒介は、代理商（商27条・会16条）と仲立人（商543条）の定義中に出てくる文言である。

代理商とは、商人・会社のためにその平常の営業・事業の部類に属する取引の代理または媒介をする者で、その商人の使用人でないものをいう（商27条括弧書き・会16条括弧書き）。仲介業務者が代理商になるためには、

(3) 仲介業務法は、「著作権ノ移転ヲ受ケ他人ノ為ニ一定ノ目的ニ從ヒ著作物ヲ管理スルノ行為ヲ業トシテ為スハ之ヲ著作権ニ関スル仲介業務ト看做ス」（仲介業務1条2項）とし、条文上は、副次的に信託型の仲介業務も認められていた。

仲介業務法における信託型については、国塩耕一郎『『著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律』の解説』『国塩耕一郎著作権論文集』（日本音楽著作権協会・1987年）84頁以下。

(4) 西原寛一『商行為法 [第3版]』281頁（有斐閣・1973年）、江頭憲治郎『商取引法 [第8版]』229頁（弘文堂・2018年）、近藤光男『商法総則・商行為法 [第8版]』177頁（有斐閣・2019年）。

(5) 国塩耕一郎「著作権仲介業法が意図したもの—立案当時の資料に基いて—」『国塩耕一郎著作権論文集』（日本音楽著作権協会・1987年）127頁。

著作権者が商人・会社でなければならないが、当時、その可能性は非常に小さかったと思われる⁽⁶⁾。

したがって、仲介業務法にいう「媒介」とは、主に仲立人が行うものが想定されていたと考えられる⁽⁷⁾。

(2) 管理事業法における媒介の削除と取次ぎの導入

仲介業務法においては、「代理又ハ媒介」とされていたが、管理事業法においては、「取次ぎ又ハ代理」となった。

「著作権審議会権利の集中管理小委員会専門部会—中間まとめ—」⁽⁸⁾によると、権利委託の内容として、一任型の集中管理と非一任型の集中管理で区分するかどうかの議論の中から出された結果である。

同中間まとめは、次のように述べる。

「一任型の集中管理とは、権利者が集中管理団体に権利行使を一任し、集中管理団体は、委託者の意思にかかわらず、当該団体の意思によって許

(6) 仲介業務法制定の契機となったのが、音楽著作権に関するいわゆるブラーゲ旋風であり（国塩耕一郎「著作権仲介業法制定の前後」『国塩耕一郎著作権論文集』（日本音楽著作権協会・1987年）136頁）、また、わが国における音楽出版社の誕生が1960年代であることから（日本音楽出版社協会 Web サイト「音楽出版社の歴史」<http://mpaj.or.jp/whats/history>）、当時の委託者は作詞家・作曲家・作家等個人であって、ほぼ全て非商人であったと推測される。

(7) 民事仲立であるか、また、双方向的仲立契約なのか一方的仲立契約なのかという点は本稿の目的ではないためここでは触れない。

もっとも、立法担当者は、（仲介業務法の条文構造とは異なり）代理型や媒介型ではなく、信託型が中心になるとしていた（国塩耕一郎「著作権仲介業務の制度化」『国塩耕一郎著作権論文集』（日本音楽著作権協会・1987年）95頁）。

(8) 著作権情報センター Web サイト（https://www.cric.or.jp/db/report/h11_7/h11_7b_main.html）。

当時の著作権審議会により権利の集中管理小委員会が1994年（平成6年）8月に設置され、同小委員会が1995年（平成7年）4月に設置した専門部会によりこの「中間まとめ」が作成され、1999年（平成11年）7月に公表された。

諾するかどうか、また使用料を含む許諾条件をどうするかを決定し、著作権の管理を行うことをいう。この場合、通常標準化された委託契約約款により権利の委託を受けることになり、利用者との関係でも標準化された使用料規程に基づき許諾契約を締結する場合が多い。一任型の集中管理の許諾方式としては、個々の著作物について録音・演奏等の一定の利用行為ごとに許諾を与える個別許諾方式と管理している全著作物の一定の利用行為に対して許諾を与える包括許諾方式による場合の二通りがある。」

「一方、非一任型は、許諾するかどうか使用料を含めた許諾条件の決定が委託者に留保されている場合である。この場合は、個別許諾方式を原則とし、利用の申込みの都度委託者の意向が反映されることになる。」

「一任型は集中管理の典型的な例でありこれを対象にすることは異論のないところであろう。一方、非一任型については、一般に権利者の意思が反映され、また利用の許諾と使用料の徴収分配の関係が単純であり、権利行使に当たっては集中管理団体が恣意的に権利行使することは少ない。この場合、委託契約の中で委託者に帳簿の監査権限を設ける等の措置により集中管理団体の使用料の徴収分配が適正に行われたかを詳細に調査することも可能であり、不正が生じる可能性は低くなることも考えられる。

したがって、次のような要件を満たす非一任型の集中管理については、対象外とすることが適當である。

- a 許諾方式は、個々の著作物について特定の利用ごとに許諾し、使用料を徴収する個別許諾方式であること
- b 許諾するかどうか、使用料の額を含む許諾条件をどうするのかの決定権が委託者に留保されていること

このように権利委託の内容を一任型に限定した結果として、実際上は信託による管理はおおむね規制の対象となり、反対に媒介による管理はおおむね規制の対象外となると考えられる。また、代理・取次の場合は契約内

容によって区別されると思われる。」

このようにして、媒介型は管理事業から対象外とされ、取次型が導入された。

(3) 委任型管理事業者の現状

文化庁公表の最新データによると⁽⁹⁾、27の管理事業者が事業を行っており、それぞれが採用する管理委託契約の類型については次の表の通りである（登録番号昇順）。

管理事業者名称	委任		信託
	取次ぎ	代理	
一般社団法人日本音楽著作権協会			○
公益社団法人日本文藝家協会		○	
協同組合日本脚本家連盟		○	○
協同組合日本シナリオ作家協会		○	○
株式会社 NexTone	○		
株式会社東京美術倶楽部	○		
公益社団法人日本複製権センター		○	
一般社団法人日本レコード協会	○		
一般社団法人学術著作権協会		○	
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会		○	
一般社団法人日本美術家連盟	○		
株式会社メディアリンクス・ジャパン		○	
一般社団法人教科書著作権協会		○	

(9) 文化庁 Web サイト「著作権等管理事業者登録状況一覧（令和元年7月1日現在）」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/pdf/r1392456_01.pdf）。

なお、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が管理事業の開始準備中である。

管理事業者名称	委任		信託
	取次ぎ	代理	
有限会社コーベット・フォトエージェンシー		○	○
一般社団法人日本出版著作権協会		○	
一般社団法人出版物貸与権管理センター		○	
株式会社 International Copyright Association	○		○
協同組合日本写真家ユニオン		○	
一般社団法人出版者著作権管理機構		○	
株式会社アイ・シー・エージェンシー	○		
コピーライトコンサルティング株式会社	○		
株式会社日本ビジュアル著作権協会		○	
一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会	○		
一般社団法人日本美術著作権協会	○		
一般社団法人 日本テレビジョン放送著作権協会	○		○
一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構		○	
公益社団法人 日本漫画家協会		○	

※筆者作成

毎年1,000億円以上の使用料を徴収している日本音楽著作権協会（JAS-RAC）¹⁰⁰は信託型のみを採用しているが、契約類型選択の観点からは特異となっている。信託型と委任型の両方を選択している管理事業者が5つ、他の事業者は委任型のみを採用しており、全管理事業者において圧倒的に委任型が採用されていることが示されている。

委任型を採用する管理事業者中、取次型が10、代理型が16となっており、極端にどちらかに偏っているわけでもないことが表れている。

¹⁰⁰ 日本音楽著作権協会 Web サイト「使用料徴収額の推移」(<https://www.jasrac.or.jp/profile/outline/detail.html>)。

3 委任型管理事業者の義務

(1) 取次型および代理型に共通する管理事業者の義務

(i) 委任型と委任契約の定義

取次型も代理型も委任契約であることから、どちらを選択したとしても、管理委託契約の受託者である管理事業者は委任契約の受任者としての義務や責任を負う。

委任は法律行為を委託する契約である（民643条）。また、法律行為以外の事務の委託は準委任であるが（民656条）、委任の規定が準用されるため、両者の差異はあまりない。

委任型は、受託者である管理事業者に著作物等の利用の許諾の取次ぎまたは代理をさせ、併せて当該取次ぎまたは代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とするものである（著作管理2条1項2号）。

すなわち、法律行為である利用許諾契約の締結（以下、単に「許諾業務」というときがある。）を委託するものであり、委任型の管理委託契約は、その名の通り、委任契約に他ならない。また、著作権等の管理において、法律行為以外の事務も生じ、この意味では、委任型は準委任の面も備えていると解される。

なお、商法505条は、商行為の受任者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けていない行為をすることができると定める。すなわち、委託者の許諾業務が商行為に該当する場合、管理事業者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けていない行為をすることができる。

同条の文言からは、管理事業者の権限が拡大しており、相対的にその義務が縮小されているようにも見える。

通説によれば、民法644条における委任の本旨については、これを広く

解するのが多数説であることや、同条の善管注意義務の趣旨から考えてみても、商法505条は民法646条が狙っていることと同じことを規定したにすぎないと考えられている⁽¹⁾。

したがって、商法505条の適用があったとしても、管理事業者の義務の範囲に影響はないと解される。

(ii) 委任事務処理義務・善管注意義務

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う（民644条）。

「委任の本旨に従い」とは、委任契約の目的とその事務の性質に応じてもっとも合理的に処理することである⁽²⁾。

委任型においては、既述の通り、その目的は管理事業法2条1項2号に明示されており、また、使用料規程が公示され（著作管理15条）、正当な理由がない限り、利用の許諾を拒めないため（同16条）、その事務は相当定形化されていると考えられる。すなわち、これらの定形化された事務を円滑に進めている限り、原則として、委任の本旨に従っていることになると解される。

また、民法644条からは、管理事業者が善管注意義務を負うことが導かれる。善管注意義務の内容は、当事者間の知識・才能・手腕の格差、委任者の受任者に対する信頼の程度などに応じて判断される⁽³⁾。

管理事業者は、著作物の利用許諾や著作権等の管理を行うことから、著作権に関する知識や実務について相当程度高度なものが求められている。そのレベルに満たないような事務処理をした場合には、善管注意義務違反

(1) 西原・前掲注(4)125頁、近藤・前掲注(4)138頁。

(2) 我妻榮『債権各論中巻二』670頁（岩波書店・1962年）。

(3) 内田貴『民法Ⅱ〔第3版〕債権各論』291頁（東京大学出版会・2011年）。

が問われることになろう。

(iii) 複委任の原則禁止

受任者は、委任者の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない（民644条の2第1項）。

したがって、管理事業者は、復受任者の選任をする際には、原則として委託者の許諾を得る義務がある。

もっとも、著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならない（著作管理3条）。仮に、委託者の許諾を得たとしても、復受任者を別の管理事業者とする必要がある。登録なく管理事業を行う者には100万円以下の罰金刑が科される（著作管理29条1号）。

管理事業者が復受任者を選定しなければならない程のやむを得ない事由がどのようなものかは明らかではないが、例えば、資金繰りが困難になるなど何らかの理由で管理事業者が業務を遂行できない場合、他の管理事業者を復受任者として選任し、利用許諾を行うようなことが考えられる。

(iv) 報告義務

受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委理事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過および結果を報告しなければならない（民645条）。管理事業者にはこれらの報告義務がある。

また、管理委託契約においては、委託者は、管理事業者の業務時間内は、いつでも、財務諸表等（貸借対照表、事業報告書、損益計算書または収支計算書を指す（著作管理施規19条。）の閲覧または謄写を請求することができる（著作管理18条2項）。

この規定が設けられた理由は次の通りである。すなわち、会計に関する書類については、各法人の根拠法においてその作成が義務づけられている

が、事業区分ごとの作成が義務づけられているわけではない。また、各法人の根拠法においては株主等の構成員に対しては会計書類の開示が義務づけられているものの、構成員ではない委託者に対してはそのような開示は義務づけられていない。そこで、委託者が管理事業者の管理事業に係る会計処理や事業概要を把握しうるようにするためである⁴⁴⁾。

同項は、委託者の請求権として定められているが、管理事業者は財務諸表等の閲覧・謄写に応じる義務がある。委任契約における受任者の報告義務が一般規定、管理事業者の財務諸表等閲覧謄写応諾義務が特別規定の関係に立つと解されるとしても、財務諸表等の閲覧・謄写応諾義務以外の部分についての委任事務の処理状況や委任終了後の経過および結果報告を不要であると解すべきではない。

また、管理事業者は、利用者に対して、取り扱っている著作物等に関する情報および当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない。利用者に対してさえ、このような努力義務を管理事業者が負っている以上、委託者の請求があれば、委託者に対してその著作物の情報や利用方法について、民法645条に基づく義務として報告をなすべきである。

(v) 受取物引渡義務・取得権利移転義務

受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その收取した果実についても、同様とする（民646条1項）。受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない（民646条2項）。

管理事業においては、利用許諾によって発生する使用料を徴収するが、

(44) 著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』98頁（有斐閣・2001年）
[郷治友孝]。

管理委託契約において使用料の分配方法が記載事項となっており（著作管理11条1項3号）、その方法に基づいて委託者に分配される。

利用者から徴収する使用料は、使用料規程の記載事項であり（著作管理13条1項3号）、管理事業者には使用料規程の公示義務がある（著作管理15条）。

したがって、使用料分配に関する規定は受取物引渡義務・取得権利移転義務の規定に対する特別規定となり、管理事業者に対して民法646条は適用されないと解される。

(2) 取次型管理事業者の義務

(i) 取次型管理事業者の義務

管理事業法は、「取次ぎ」について定義規定を設けていないが、「取次ぎ」は商法502条11号に規定されているものを指すとされている⁽¹⁵⁾。

取次ぎとは、自己の名をもって他人の計算において、法律行為をすることを引き受ける行為であり⁽¹⁶⁾、取次ぎに関する行為は商法が定める営業的商行為の1つである（商502条11号）。

商法上、取次ぎを業とするのは問屋であるが、問屋とは自己の名をもって他人のために物品の販売または買入れをすることを業とする者をいう（商551条）。

管理事業は物品の販売または買入れではないため、管理事業者は問屋には該当しないことになる。ただし、自己の名をもって他人のために販売または買入れ以外の行為をすることを業とする者（準問屋）について問屋の規定が準用される（商558条）。その結果、取次型管理事業者は、準問屋として、問屋の規定が適用される。他に商法の商行為の総則規定も、その

(15) 著作権法令研究会編・前掲注(4)48頁 [郷治友孝]。

(16) 西原・前掲注(4)85頁，江頭・前掲注(4)246頁，近藤・前掲注(4)36頁。

性質に応じて適用される。

なお、委託者は非商人でもよく⁽¹⁷⁾、個人の著作権者が委託者であることは影響がない。

問屋は、他人のためにした販売または買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う（商552条1項）。したがって、管理事業者は、委託者のためにした許諾業務により、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。管理事業者と委託者との関係については、商法の問屋営業の章に定めるもののほか、委任および代理に関する規定が準用される（商552条2項）。

すなわち、委任事務処理義務・善管注意義務（民644条）、複委任の原則禁止（民644条の2第1項）、報告義務（民645条）、受取物引渡義務・取得権利移転義務（民646条）が課せられる。これらと管理事業法との規定との関係については既述の通りである。

復代理の原則禁止規定（民104条）も準用されるが、同条の「やむを得ない事由」については、複委任の原則禁止について述べたことと同様に解されよう。そもそも、複委任の原則禁止を定める民法644条の2はこの度の債権法改正（平成29年法律44号）によって新設されたものであるが、同条がなかったこれまでにおいても、民法104条が類推適用されてきた⁽¹⁸⁾ 経緯があるからである。

問屋は、委託者のためにした販売または買入れにつき相手方がその債務を履行しないときに、自らその履行をする責任を負う。ただし、当事者の別段の意思表示または別段の慣習があるときは、この限りでない（商553条）。いわゆる履行担保義務である。

管理事業者に当てはめれば、委託者のためにした許諾業務につき利用者

(17) 西原・前掲注(4)262頁，江頭・前掲注(4)246頁，近藤・前掲注(4)184頁。

(18) 我妻・前掲注(12)673頁，内田・前掲注(13)293頁。

がその使用料支払債務を履行しないときに、当事者の別段の意思表示または別段の慣習があるときを除き、自らその履行をする責任を負うこととなる。

既述の通り、管理事業においては、管理委託契約において使用料の分配方法が明記され（著作管理11条1項3号）、使用料規程も公示されている（著作管理15条）。また、管理事業者は、管理委託契約約款によらなければ、管理委託契約を締結してはならないのであり（著作管理11条3項）、反射的に委託者も管理事業者と同じく管理委託契約約款による管理委託契約を締結せざるを得ない。

このことから、そもそも、支払われた使用料がそのまま委託者へ引き渡されるわけではない。

したがって、管理事業者に商法553条を適用する際には、利用者が支払わなかった使用料を委託者に引き渡す債務を管理事業者は負っておらず、利用者が使用料を支払ったとした場合に委託者が受け取れるはずであった分配金との差額を支払うという債務の履行担保義務があると解される。

続いて、通知義務である。代理商が、取引の代理または媒介をしたとき、遅滞なく、商人に対して通知を発しなければならない旨の規定が問屋についても準用される（商557条・27条）。

管理事業者に当てはめれば、管理事業者は、許諾業務の都度、遅滞なく、委託者に対して、その旨の通知を発しなければならないとなる。

この通知義務は、委任における報告義務（民645条）が委任者の請求があつてから報告すると定めていることに対する特別規定となっており、管理事業における委託者にとっては有利なものとなっている。

しかし、音楽著作権のように、非常に数が多く、また、頻繁に許諾がなされる場合は、遅滞ない通知義務を管理事業者に課すことは非常に大きな負担となる。

履行担保義務のところでも述べた通り、管理事業者は管理委託契約と使用

料規程に基づいて分配金の支払いを行うことが委託者に対する債務であり、委託者側も1つ1つの利用許諾について通知を受けたいわけではないであろう。管理委託契約において、通知義務を軽減させる規定を設けることは、委託者・管理事業者両者にとって有用であると解される。

ただし、このことは、委任における受任者としての報告義務や管理事業者としての財務諸表等の閲覧・謄写応諾義務に影響はないとすべきである。

問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、または高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売または買入れは、委託者に対してその効力を生ずる（商554条）。いわゆる指値遵守義務である。

しかし、そもそも、管理事業において委託者が利用許諾の使用料について価格を指定することはできない（著作管理2条1項柱書き）。指値遵守義務の規定は管理事業者に適用がない。

なお、善管注意義務から派生して委託者からの指図があればその指図に従う義務があるといわれることがある⁽⁹⁾。

繰り返して述べているように、使用料に関しては、委託者が指図することはできない。また、管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならないため（著作管理16条）、原則として、委託者は利用許諾の拒否の指図をすることもできない。

例外である「正当な理由」の具体例としては、次のものが挙げられている。

管理委託契約締結の際に、委託者が、環境破壊や飲酒・喫煙の助長につながるような方法による利用を拒絶するよう依頼していたなど、特定の態様の利用行為に対して委託者の拒絶の意思が明らかにされている場合や、利用者が過去または今後の使用料を支払おうとしない、利用者が著作者人

(9) 江頭・前掲注(4)255頁。

格権を侵害する方法あるいは著作者の名誉・声望を害する方法（著113条7項）による利用を行おうとするなど通常の委託者であれば許諾を望まないと認められる場合とされている^{②0}。

本来であれば、管理事業者がこれらに合致するような利用許諾であるかどうかを判断して、適切な利用許諾の拒否を行うべきであるが、場合によっては、委託者が、管理事業者よりも先に、正当な理由に合致することを発見することもある。その場合には、委託者の指図に従う義務が発生することもありうるであろう。

(ii) 取次型管理事業者の法人の種類と商法の適用

管理事業者は法人（人格のない社団を含む。）でなければならない（著作管理6条1項1号）。

法人は、公益を目的とする法人（公益法人）、営利事業を営むことを目的とする法人（営利法人）、その他の法人（中間法人）に分類される（民33条2項）。

現在登録されている取次型管理事業者の法人の種類を見ると、株式会社あるいは一般社団法人である。

会社が、その事業としてする行為およびその事業のためにする行為は商行為であり（会5条）、また、「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいうのであって（商4条1項）、株式会社である管理事業者は商人である。そもそも、株式会社は営利法人の典型である。

取次型については、管理事業者の名をもって委託者の計算において、法律行為である利用許諾契約締結等を引き受ける行為であり、会社である管理事業者が事業として取次ぎを行うのであるから、商行為となる。

②0 著作権法令研究会編・前掲注①498頁〔郷治友孝〕。

したがって、株式会社である管理事業者は準問屋として既述の義務を負う。また、商人はその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができるのであるから（商512条）、株式会社である管理事業者は委託者に対する報酬請求権を有すると解される。

一般社団法人は、中間法人に分類され、営利法人ではない。そこで、一般社団法人である管理事業者が商法の規定の適用を受けるか検討する。

一般社団法人設立の根拠法である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律48号）は、商法11条から15条まで（商号）および19条から24条まで（商業帳簿・支配人）の規定は、一般社団法人については、適用しないと定めている（一般法人9条）。すなわち、これら以外の商法の規定については、適用があることを認めていると解される。

一般社団法人は、対外的な事業活動を行うことにより利益を獲得すること自体が禁止されるわけではなく、商法501条等の行為をすることを業とすることもでき、その限りにおいて商人となる¹²¹⁾。

管理事業者が一般社団法人である場合も、著作物等の利用の許諾の取次ぎを業として行う限り、商法の適用があり、準問屋として既述の義務を負うと解される¹²²⁾。

もっとも、取次ぎに関する行為が商行為となるためには、「営業として」する必要がある（商502条柱書き）。この「営業として」とは、営利の目的で反復継続して行うことをいう¹²³⁾。一般社団法人である管理事業者にまっ

121) 北居功・高田晴仁編著『民法とつながる商法総則・商行為法 [第2版]』42頁（商事法務・2018年）〔森川隆〕。

122) 一般社団法人の定款に、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定めがあっても、その効力はないとする規定があるが（一般法人11条2項）、委託者は社員ではなく、使用料の分配を受けることに何らの影響も与えない。

123) 近藤・前掲注(4)28頁。

たく営利の目的が認められないという場合があるとしたら、そのときは商法の適用はなく、委任契約における受任者の義務を負うのみとなろう²⁴⁾。

(3) 代理型管理事業者の義務

(i) 代理型管理事業者の義務

管理事業法は、「代理」について定義規定を設けていないが、「代理」は民法99条、商法504条に規定されているものを指すとされている²⁵⁾。

代理型が、「委任による代理」であることは、管理委託契約の定義規定から明らかである（著作管理2条1項2号）。したがって、管理事業者は、委任契約における受任者の義務を負うが、その義務と管理事業法との関係については既述の通りである。

委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができないとされ（民104条）、復代理人選任時に、管理事業者は委託者に対して許諾を得なければならぬ。

この点、同条は取次型においても準用されており、やむを得ない事由も含め、既に述べたところである

ただし、代理の特徴が及ぼす影響に注意が必要であろう。

代理の特徴は、代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示が、本人に対して直接にその効力を生じ、第三者が代理人に対してした意思表示についても同様である点である（民99条）。すな

²⁴⁾ 管理事業者が非営利型一般社団法人であれば、税制における優遇措置が取られるが（法税2条6号・同条9号の2・4条1項・7条・別表2）、管理事業が収益事業（周旋業、代理業、問屋業（法税令5条1項17号・18号・20号））に該当すれば、課税される。なお、無体財産権の提供等（同項33号）は、権利の保有者ではない委任型管理事業者には適用されないと解される。

²⁵⁾ 著作権法令研究会編・前掲注⁽³⁾48頁〔郷治友孝〕。

わち、代理型管理事業者が利用許諾を行えば、その意思表示は直接本人に効力が生じる。

この点、取次型の場合、管理事業者の名をもって委託者の計算において、法律行為をすることを引き受ける行為であり、管理事業者が利用許諾を行っても、委託者本人に直接効力を生ずることはない。すなわち、管理事業者の利用許諾により徴収された使用料は、委託者のものではなく、管理事業者のものである。

それゆえ、受け取った金銭や取戻した果実を管理事業者から委託者へ引き渡すに当たって、受取物引渡義務（民646条1項）が定められているものの、取次型においては、同条の適用が管理委託契約・使用料規程により適用がないことは明らかにした通りである。

代理型の場合も、結果としては、管理委託契約と使用料規程により民法646条の規定の適用がない点で同様であるが、管理事業者の利用許諾の効果が直接本人である委託者に生じるものの、利用許諾により発生する使用料が直ちに委託者のものとならず、分配金の支払いに代えられるという点が、取次型との差異である。

(ii) 商事代理と管理事業者

商事代理の規定（商504条）は、代理人の行為が本人にとって商行為となる場合において適用される（最判昭和51年2月26日金法784号33頁）。

したがって、管理事業者の行為が委託者にとって商行為となる場合において商事代理の規定が適用される。すなわち、委託者にとって許諾業務が商行為となる必要がある。

上記の判例から、相手方にとってのみ商行為である場合には商事代理の規定は適用されない。たとえば、利用者が株式会社である放送局である場合、番組において音楽を利用するにあたり管理事業者に許諾を求めること

になるが、そのことは会社の事業として商行為に該当することになり、また、管理事業者も会社の場合、その許諾は商行為となっても、委託者にとって許諾が商行為にならなければ商事代理の規定は適用されないことになる。

許諾業務が商行為となることについて、委託者が会社であるならば、その事業としてする行為およびその事業のためにする行為は商行為とされており（会5条。有限会社について、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2条1項）、この場合、管理事業者に商事代理の規定が適用される。音楽出版社が委託者である場合などが典型的な例となる。

委託者が個人の著作権者である場合、その者が個人商人であれば、許諾行為がその営業のためにするものと推定されて商行為となり（商503条）、商事代理の規定が適用されることになる。したがって、委託者が非商人の場合、商事代理の規定は適用がない。

委任者が個人の場合、商行為の委任による代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない（商506条）。代理権は本人の死亡によって消滅するのが原則であるが（民111条1号）、商法に特別規定が設けられている。

この「商行為の委任による代理権」とは、その委任行為自体が委任者から見て商行為であることが必要である（大判昭和13年8月1日民集17巻1597頁）。たとえば、商人が支配人のような代理人を選任する場合が典型である。

管理事業においては、委託者から見てその委任行為自体が商行為であることが必要となるが、先ほど述べたように、委託者が個人商人であることはおそらく非常に稀なことであり、商法506条が適用されることもほとんどないように思われる。

代理型において、民事代理がほとんどであるとすると、委託者の死亡により代理権は消滅し（民111条1項1号）、委任契約も終了する（民653条

1号)。

著作権は、作者が死亡した日の属する年の翌年から起算し（著57条）、作者の死後70年を経過するまでの間、存続する（著51条2項）。すなわち、著作権は存続しているにもかかわらず、著作権者の死亡で代理権が消滅してしまい、突然、管理事業者が利用許諾の代理ができなくなる。

この点、各管理事業者の管理委託契約には、著作権者が死亡した際には、遺族が地位の継承をすることができる旨の規定を置いており、利用許諾の代理が継続できるようにしている。

代理型の場合、委託者に直接効力が生ずることになり、そのためには、本人のためにすることを示さなければならないが（民99条1項。いわゆる顕名主義）、商事代理である場合は非顕名主義が採用されている（商504条本文）。

代理について商法の規定が適用されることがある場合、管理事業者の義務の範囲に影響があるのか確認する必要がある。

代理型管理事業者も、業務を行うにあたり、登録が必要であり（著作管理3条）、文化庁長官は、著作権等管理事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない（著作管理5条3項）、管理事業者も、使用料規程を公示しなければならない（著作管理15条）。加えて、利用者も、管理事業者が代理人であり、その者に利用許諾を求めていることの認識を十分に有していると考えるのが合理的かつ通常であるように思われる。

商法504条但書きによれば、利用者が、管理事業者が委託者のためにすることを知らなかったときは、管理事業者に対して履行の請求をすることを妨げないことになるが、同但書きの適用がある事例を想定することはほとんど困難であろう。

一方、顕名主義を採用する民事代理の場合、本人のためであると示さないとき、代理人が自己のためにしたものとみなされるが、相手方が、代理

人が本人のためにすることを知り、または知ることができたときは、本人に直接効力が生じる（民100条・99条1項）。

この点、やはり、管理事業者登録簿や使用料規定、利用者による管理事業者が委託者の代理人であることの十分な認識から、仮に管理事業者が委託者のためであると示していないとしても、利用者は管理事業者が委託者のためにすることを知らないとするのは、想定し難い。

したがって、商事代理について非顕名主義が採用されていることによって、代理型管理事業者の義務に対する影響はないという結論が導かれる。

4 おわりに

委任型の管理委託契約は、管理事業法の条文（著作管理2条1項2号）だけを見ると、特に顕著な問題はないようにも思われるが、その内容は、民法や商法の規定の適用を念頭に置かねばならず、加えて、管理事業法の規定との一般法・特別法の関係を見据えた修正が必要であることも提示した。

本稿では管理事業者の義務について明らかにしたが、まだ十分ということはない。管理事業者の権利や権限、委託者の権利義務、委託者と利用者または管理事業者と利用者の関係も明らかにし、委任型管理委託契約の全体的構造を解明していかなければならない。

一方、管理委託契約も契約の一種である以上、債権法改正の影響を受けざるを得ない。

本稿では、現時点で影響があると思われる改正後の条文については検討をしたが、今後、新たな問題点が指摘され、その議論を委任型管理委託契約に当てはめなければならない場面が出てくるであろう。

加えて、実際の管理委託契約約款の分析も必要である。たしかに、委任

に関する規定は任意規定であり、約款により、管理事業者の義務を軽減することは可能であるが、管理事業者側にあまりにも有利なものであった場合には、本稿で示した取次型と代理型の違いを踏まえて、公平かつ適切なものに修正することを提言する可能性もある。

また、著作権法の改正動向にも目を向けなければならない。

現在、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する法制度の研究が進められている²⁶⁾。

この法制度が実現した場合、信託型における登録やそれに伴う登録免許税は不要となり、委任型での委任における受任者の義務も負う必要がなくなるといふ独占的ライセンス型の管理委託契約類型の創設が求められることも考えられ、管理事業法自体の根幹が揺るがされる可能性もある。

管理事業法は、条文が少ない故に、他の法律の適用をしなければならない場面が多数あり、他の法分野に目を配りながら、多角的に研究することが必要である。

²⁶⁾ 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」文化庁 Web サイト (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/license_working_team/pdf/r1406846_01.pdf・2018年)。